

警報等が発表されたときの対応措置について（改訂）

令和8年5月29日から運用が開始されております新しい防災気象情報を踏まえ、各種警報が発表されたときの学校の対応措置について、以下のように改訂いたします。ご家庭でもお子様の安全に十分ご配慮のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

※赤字が、今回改訂した部分です。

1 始業前：＜午前7時の時点で＞ 気象警報が発表されている場合

臨時休業		原則として授業	
		※休業の場合は、マチコミメールで連絡	
① 特別警報	その他の警報 (レベル4 危険警報以上)	⑤ 河川氾濫警報	⑧ 洪水警報
② 暴風警報		⑥ 土砂災害警報	⑨ 波浪警報
③ 暴風雪警報		⑦ 高潮警報	
④ 大雪警報		(レベル3 警報以下)	
⑤ 大雨警報(レベル3警報以上)			

※授業を行う場合でも、ご家庭の判断で危険と思われる場合は、自宅待機をしてください。その際は学校にその旨を連絡してください。

2 震度5弱以上の地震が発生した場合、津波警報・大津波警報が発表された場合、臨時休業、翌日自宅待機とします。

3 授業中に特別警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、大雨警報(レベル3警報以上)が発表された場合は、お迎えをお願いします。マチコミメールでお知らせします。

○授業中、特別警報等が発表される前に、児童を早めに下校させた方が、安全であると判断した場合は、教員が付き添い集団下校を行います。その際は、事前にマチコミメールで下校時刻をお知らせします。

○4月にご提出いただいた緊急時等引き渡しカードの「集団下校時の対応」に従って集団下校かお迎えでの下校となります。しかし、**自宅に保護者が不在等の理由で集団下校を希望しない場合は、学校待機**の措置をとります。その際もすみやかに保護者の方のお迎えをお願いします。

○お迎え時、児童の引き渡しは講堂でいたします。裏面のとおり、南門から入り、正門から出る一方通行でお願いします。

4 津波警報・大津波警報が発表された場合

① 学校にいる時	学校で安全確保します。(校舎3Fまたは妙見山へ避難) ※津波の危険がおさまるまでは、保護者への引き渡しは いたしません。
② 登下校時	各ご家庭で、どこに避難するかをお子様と話し合っ ておいてください。 臨時休業 となります。
③ 在宅時	

※地震に関係なく、原則、**翌日は自宅待機**とします。

5 「南海トラフ地震臨時情報」（巨大地震警戒）が発表された場合

『「南海トラフ地震臨時情報」に基づく学校の対応方針』

令和2年1月 鳴門市教育委員会

南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒） 学校の対応	「半割れケース」（東海側でM8程度の大地震が発生し、南海側でも巨大地震警戒）に相当する現象と評価した場合 1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）
----------------------------------	--

6 特別警報・警報が解除された場合

(1) 暴風、暴風雪、大雪、大雨が解除された場合

① 始業前<午前7時までに解除>→原則授業

家庭の判断で危険と思われる場合は、自宅待機をしてください。その際は、学校にその旨を連絡してください。

② 午前7時以降に解除→臨時休業

(2) 大地震後や、津波警報・大津波警報が解除された際、お子様を学校でお預かりしている場合は、安全を確認したうえで、保護者の方にお迎えをお願いします。

7 その他

○変災時は電話が混み合いますので、電話での問い合わせはご遠慮ください。

○必要に応じて、マチコミメールまたは、電話で連絡します。

○臨時休業措置以外でも児童の「安全第一」を考え、天候や道路、河川等状況が危険なときは、保護者の判断で休ませてください。

〈お迎えの順路〉

東（二中方面）から→南門→運動場に駐車→

講堂：児童引き渡し→職員室東側→校門（一方通行で）→西（川東公民館方面）へ

正門から出て、西
（公民館方面）へ進
んでください。

